

草津市特定健診受診率向上業務に関する公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、草津市特定健診受診率向上業務（以下「本業務」という。）の受託事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選考するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名 草津市特定健診受診率向上業務

(2) 業務内容

別紙「草津市特定健診受診率向上業務仕様書」のとおり。

(3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 委託料上限額

11,443,300円（消費税および地方消費税を含む。）を上限額とする。

この金額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。なお、提案見積金額は、この限度額を超えてはならない。提案見積金額が限度額を超えた場合は、失格とする。

3 実施形式

(1) 募集方法 公募型プロポーザルにより提案募集を行う。

(2) 選定方法

事業者より提出された書類およびプレゼンテーションをもとに所要の審査を行い、最も優れた事業者を選定する。なお、提案範囲は仕様書のとおりとする。

4 日程

項目	期日	備考
公募による募集	令和8年4月1日（水） ～令和8年4月17日（金）	市ホームページに実施要領等を掲載
質問書提出期間	令和8年4月1日（水） ～令和8年4月8日（水） 午後4時45分	質問書（様式第1号） 【電子メールまたは直接持参】
質問書回答	令和8年4月10日（金）	市ホームページに掲載
参加意思表明書・企画提案書等提出期限	令和8年4月17日（金） 午後4時45分	【直接持参または郵送（必着）】
プレゼンテーションの実施	令和8年4月28日（火）	事前に電子メールにて詳細を連絡する。
選定結果の通知	令和8年5月中旬	郵送にて通知 また、市ホームページにも掲載
契約締結	令和8年5月下旬	

※上記スケジュールは予定のため、変更することがある。

5 参加資格

(1) 本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者でなければならない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - ③ 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店または営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。（以下この号において同じ。））または暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められること。
 - イ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められること。
 - ウ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められること。
 - エ 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められること。
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ 草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）に基づく指名停止または草津市物品等の指名停止等に関する基準（平成10年4月1日制定）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
 - ⑤ 草津市税等を滞納していないこと（法人の場合は、監査役を除く役員の市税等を含む。）。
 - ⑥ 草津市物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成9年草津市告示第185号）に基づき登録されている者であること。
 - ⑦ LGWAN を通じてデータ提供が可能なこと。
 - ⑧ 当業務と同様の業務を自治体から受託し、3%以上の受診率向上実績を5件以上有すること。ただし、新型コロナウイルスの影響がある令和3年度の実績は含めないものとする。
 - ⑨ 個人情報の取扱に関して、JISQ15001 規格に基づくプライバシーマークを取得している、または情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC27001、またはISO/IEC27017 の認証を受けていること。
 - ⑩ 本業務を遂行するにあたり、特定健診およびその受診勧奨業務に精通した者を本事業に従事させることができること。
- (2) プロポーザル参加者は、候補者決定までの間に、第1項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

6 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第1号）により、電子メール、直接持参にて提出すること。電子

メールの場合は、必ず電話による受信確認を行うこと。

電話または口頭での質問は受け付けない。

※メールの件名は、「草津市特定健診受診率向上業務に関する質問」とすること。

(2) 提出期限

令和8年4月8日（水） 午後4時45分まで（必着）

(3) 提出先

草津市役所 健康福祉部 保険年金課 国民健康保険係

電話番号 077-561-2366（直通）

メールアドレス honen@city.kusatsu.lg.jp

(4) 回答方法

令和8年4月10日（金）に市ホームページに全ての質問に対する回答を掲載する。

質問内容が不明瞭なものなど、内容によっては回答しない場合がある。

(5) 回答に対する再質問は受け付けない。

7 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望するものは、本実施要領、仕様書および草津市契約規則等の各規定を理解した上で、以下に定めるところにより、参加意思表明書および企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

【参加意思表明書】1部

- ① 参加意思表明書（様式第2号）

【企画提案書等】各8部

- ② 企画提案書（任意様式）

企画提案書の作成にあたっては、次の事項に留意すること。

- ・ 企画提案書はA4版、用紙縦置き、横書き両面印刷、左綴じで製本すること。A3版の資料を挿入する場合は、片面印刷でA4サイズに折り込むこと。
- ・ 企画提案書は、概ね50ページ以内（表紙除く）で簡潔に記載すること。なお、文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。
- ・ 企画提案書は、仕様書の業務内容に掲げる各事項を踏まえて作成すること。表紙には、タイトル「草津市特定健診受診率向上業務」、提出年月日、会社名を記載すること。
- ・ 企画提案書は、仕様書等による業務内容や審査基準に掲げる各事項を踏まえて、以下の項目について作成すること。

ア 業務の実施体制

本業務に係る実施体制（主担当者の資格および経験、実施体制等）について示すこと。

イ 特定健診受診勧奨の対象者の選定およびグループ分け

特定健診未受診者のデータ分析方法および分析結果に基づく対象者の効果的な分類方法を提案すること。また、その理由を示すこと。

ウ 属性に応じた勧奨の内容

分類した対象者それぞれに対する勧奨の内容等、ポイントや手法が分かる提案をすること。

エ 通知、SMS、電話による受診勧奨に係る実施方法の提案

上記イ～エに関連して、最適な通知の作成や行動変容を起こす手法等、受診率向上のための工夫を示すこと。

カ 受診結果の効果検証

勸奨による結果の検証方法・内容を示すこと。

キ 業務工程表（任意様式）

通知、SMS、電話による受診勸奨の実施時期を示すこと。

ク 個人情報の管理

個人情報保護に関する事業者の認証取得状況や情報の管理体制、従事者の教育等情報漏えい防止対策を示すこと。

ケ その他

上記に掲げる事項のほか、独自の提案があれば示すこと。

③ 事業者概要（様式第3号）

※本業務の実施に当たり、有用になると判断される貴社の主要・同種業務の実績等を記載すること。

④ 類似の受診勸奨業務における事業実績がわかる書類等

⑤ 法人の概要が分かるパンフレット等

【見積書】 1部

⑥ 見積書（任意様式）

見積書の作成にあたっては、次の事項に留意すること。

- ・ 業務にかかる見積金額を、消費税および地方消費税を含んだ額で記載すること。（消費税率は10%とすること。）
- ・ 単価・人員等積算の内訳がわかるよう作業項目ごとに詳細を記載すること。
- ・ 見積日・業務名・会社名・代表者名を明記し、代表者印を押印すること。また、草津市契約規則第23条第2項の規定に基づき、参加意思表明書等および企画提案書とは別に封筒に入れて、必ず代表者印で封印のうえ提出すること（封じ目すべてに押印のこと）。

(2) 提出期限 令和8年4月17日（金）午後4時45分まで

(3) 提出先

草津市役所 総務部 契約検査課（市役所7階）

提出時、契約検査課窓口で、「公募型プロポーザルであること」「業務名」「事業者名」を伝えてください。

(4) 提出方法

持参または郵送すること。電子メールでの提出は認めない。

郵送は提出期限到着分まで受け付ける。

なお、郵送の場合は、受け取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議申し立ては、一切受け付けない。

(5) 提出書類の取り扱い

- ・ 提出された書類は返却しない。
- ・ 提出後の差し替え・追加は認めない。ただし、市が必要と認める場合に、追加資料を求めることがある。
- ・ 提出された書類は、提出した者に無断で、このプロポーザルにかかる審査以外には利用しない。
- ・ 企画提案書の提出は、1者につき1案のみとする。

8 プレゼンテーション審査

提出された企画提案書類を基に、市職員で構成する草津市特定健診受診率向上業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）によるプレゼンテーション審査を行う。

(1) 開催日

令和8年4月28日（火）

当日の詳細な日程等は、参加事業者に参加資格結果通知時に電子メールで通知する。
プロポーザルへの参加事業者数等により、日程等を変更する可能性がある。

(2) 開催場所 草津市役所4階行政委員会室

(3) プレゼンテーションおよび質疑応答の所要時間

30分以内（準備時間を除く）で提案内容の説明を行うこと。その後、20分程度の質疑応答を行う。ただし、参加事業者の数により時間を変更することがある。

(4) プレゼンテーションの会場への入室は3名以内とする。なお、主たる説明・質疑応答は、本業務の主担当者が行うこと。

(5) 使用備品等

プレゼンテーションで使用するパソコンやプロジェクター等の機器は、各提案者が用意すること。ただし、スクリーンは審査委員会が用意するので、使用する場合は事前に連絡すること。

(6) その他

プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。パワーポイント等のプレゼンテーションソフトについては、その内容が企画提案書の内容に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り使用を認める。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

9 候補者の選定

審査委員会において、下記の事項に基づき、候補者の選定を行う。

(1) 選定手順

- ① 審査委員会における審査で、最も高い評価を受けた事業者を委託先候補者（優先交渉者）として選定する。
- ② 評価点が同点の場合は、企画提案内容の評価が高い事業者を選定する。
- ③ 提案者が1者のみの場合、あらかじめ設定した最低基準点以上であれば委託先候補者（優先交渉者）とする。
- ④ 委託先候補者（優先交渉者）として選定した事業者と交渉した結果、契約締結に至らなかった場合または同事業者に業務を履行できない何らかの事由が発生した場合は、次順位以下となった事業者のうち、評価点が上位であったものから順に、本業務についての交渉を行う。

(2) 評価基準

参加表明書類や企画提案書類、プレゼンテーションを基に、評価基準に基づいて審査を行う。評価項目ごとの評価割合は、次のとおりとする。

評価項目	基準	配点 (合計100点)
業務実績	・自治体の特定健診受診勧奨業務を受託し、受診率が向上した実績は十分にあるか ・本事業に必要な知見や専門知識、ノウハウを有しているか	10

<p>業務体制 ・ 業務遂行能力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務にかかる担当者の人員配置は、業務を継続的に・的確に・迅速に遂行するために適当か ・連絡体制は十分で、受託者と行政の役割分担が明確でスムーズな業務遂行が期待できるか ・情報セキュリティ対策、個人情報等を厳重に守る体制はあるか ・事故・トラブル・苦情等発生時の対応体制はとれているか 	<p>10</p>
<p>提案内容等</p>	<p>① 工程表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診勧奨の実施計画は、作業工程が具体的に設定され、受診率向上に効果的なものになっているか、またその時期は妥当か ・早期受診を促す取組内容が含まれているか 	<p>5</p>
	<p>② データ分析業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の実績から得たエビデンスに基づき、本市のデータを踏まえた分析を行う手法が確立されているか 	<p>10</p>
	<p>③ 対象者選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者の選定は、本市の課題について分析した上で、受診率向上に効果的なものになっているか 	<p>5</p>
	<p>④通知・特定健診チラシ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通知物のメッセージは、ナッジ理論を活用し対象者の特性に応じて受診行動を促す工夫を加え、データ分析の結果に応じたものになっているか、また見やすく分かりやすいデザインであるか 	<p>10</p>
	<p>⑤ 電話</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話勧奨には架電の際の対象者の特性に応じた工夫があり、実施体制や不在者への対応は適当か 	<p>5</p>
	<p>⑥ SMS</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SMSのメッセージの文言には対象者の特性に応じて受診行動を促す工夫を加え、分かりやすく効果的なものか 	<p>5</p>
	<p>⑦ 独自の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①～⑥の業務のほか、受診率を向上させるためのより効果的な取組の提案があるか 	<p>10</p>
	<p>⑧ 評価・報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果分析について、受診勧奨の効果を把握・分析するとともに、個別・集団別に受診者の傾向や課題等を分析する項目や内容になっているか ・報告について、項目や内容は適切なものになっているか。また、本市の課題や改善策の提示が期待できる提案となっているか 	<p>10</p>
<p>見積金額</p>	<p>業務内容に見合った適切な金額が見積もられているか</p>	<p>20</p>
<p>合計点数</p>		<p>100</p>

※ 審査は、すべての委員の各得点の総得点数で、最も高い点数を得た参加事業者を本業

務の優先交渉者とする。ただし、選定委員会での審査において、総得点数が6割未満の参加事業者は、契約候補から除外する。なお、候補者が1者の場合においては、見積価格を除いた評価点で判断するものとする。

(3) 審査結果

審査結果については、令和8年5月中旬に、全ての参加事業者に文書で通知するとともに、草津市ホームページに掲載する。なお、審査結果等に関する異議申し立ては一切受け付けない。

(4) 企画提案の失格

以下の条件に該当する場合は、審査委員会へ報告のうえ、失格とする。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 実施要領等で示された、提出方法、提出場所、提出期限、書類作成および記載上の留意事項等の条件に適合しない場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 見積書の提出について、代表者印が押印されていない場合および見積金額に訂正のある場合
- ⑤ 見積書の提出について、別の封筒に入れて、代表者印で封印されていない場合（封じ目すべてに押印が必要）
- ⑥ 見積書の提出について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為があった場合
- ⑦ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑧ プレゼンテーション審査において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑨ 「2 業務の概要（4）委託料上限額」に記載する額を超過した見積書を提出した場合

10 契約の締結等

- (1) 本業務の契約は、草津市契約規則によるものとする。
- (2) 草津市は、委託先候補者（優先交渉者）と仕様および価格等の細目について協議するものとし、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、項目を追加、変更および削除する場合がある。また、これにより、委託料上限額を超えない範囲で、契約内容および契約額等の調整を行うことがある。
- (3) (2)による協議成立後、草津市と受託者との間で確定した契約内容で再度見積徴取を行い、委託料上限額の範囲内で、随意契約を締結するものとする。
- (4) (2)(3)の規定に関わらず、当初提案の内容について変更の必要がないと認めるときは、再度の見積徴取は行わず、当初の見積書をもって、随意契約を締結する。
- (5) 入札保証金 免除。ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (6) 前払金 不可
- (7) 分割払 不可
- (8) 契約保証金 免除

11 その他

(1) 費用負担

本プロポーザルへの参加に要する経費については、全て参加事業者の負担とする。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要

した費用を草津市に請求することはできない。

(2) 辞退の表明

参加表明書の提出後または企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式第4号）により、担当課あてに提出すること。辞退により、不利益な扱いを受けることはない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、草津市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用（複製、転記または転写をいう。）することができるものとする。

(4) 本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 情報公開および提供

草津市は企画提案者から提出された企画提案書等について、草津市情報公開条例（平成16年条例第21号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。ただし、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの委託先候補者（優先交渉者）特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については、決定後の開示とする。

(6) この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

12 問合せ先

草津市健康福祉部保険年金課 担当者：谷

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号（1階）

電話：077-561-2366 ファクス：077-561-2480

メールアドレス：honen@city.kusatsu.lg.jp